

(通学形態変更届)

私は、下記のとおり自宅外通学を申請します。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。
第一種奨学金の貸与月額については、諸規程に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し、供給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、第一種学貸貸与金として取り扱うことに同意します。

- ・ 枠内をもれなく正確に記入し、学校に提出してください。記入内容をもとに承認可否の審査を行います。
- ・ 申請には「奨学生番号」または予約採用における「採用候補者決定通知登録番号」のいずれかが必要です。在学採用申込中である場合など、いずれも持たない場合は申請できません。
- ・ 貸貸契約書等、自宅外通学の証明書類の添付が必要です。「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照し、必要な証明書類をホチキス留めしてください。なお申請後の返却はできませんので、証明書類はコピーの添付を推奨します。

(※1)学校への提出日が未記入の場合、自宅外通学事務処理センター（機構）への書類到着日を提出日として扱います。
 (※2)給付奨学金の支給始期年月より前から承認されることはありません。
 (※3)実際の家賃支払日ではありません。(例:契約期間の開始日である2026年4月1日分から発生する家賃を初期費用で前払いしている場合でも、2026年4月1日と記入。)
 (※4)機構では適時、要件該当の妥当性を調査しています。十分に確認のうえ選択してください。
 (※5)学業との関連で実家からの通学が困難な事情を詳細に記入してください。「別紙参照」と記入のうえ、事情を記した別紙を添付しても構いません。なお学校の入寮義務がある場合は「入寮義務あり」、独立生計として認められている場合は機構に届出済みの生計維持者①に自身の情報を記入のうえ「独立生計」と記入してください。

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先による必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重要受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。